

【届書・申請書名】

厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例終了届

【手続概要】

3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった人で、養育期間標準報酬月額特例を受けている人が、次のいずれかに該当したときは、特例措置を受けられなくなるため、届出をしなければなりません。

- ・ 3歳未満の子を養育していた人がその子を養育しなくなったとき
- ・ 養育していた3歳未満の子が死亡したとき

【手続根拠】

厚生年金保険法第26条

厚生年金保険法施行規則第10条の2

【添付書類】

なし

【提出者】

被保険者（事業主経由）

なお、特例措置を受けようとする期間に勤務していた事業所を退職している場合は、直接社会保険事務所に提出してください。

この場合、事業主欄への記入は不要です。

【提出先】

事業所の所在地を管轄する社会保険事務所

【提出方法】

窓口持参、郵送、電子申請

【提出期限】

すみやかに

【その他】

次のいずれかに該当する場合は、当該届書の提出は不要ですが、特例措置を受けることはできません。

- ・ 事業所を退職したときなど、厚生年金被保険者の資格を喪失することとな

ったとき

- ・ 申し出に係る子以外の子について、特例措置の適用を受ける場合における申し出に係る子以外の子を養育することとなったとき
- ・ 保険料徴収の特例を受ける育児休業等を開始したとき